

補助金適正化専門委員による評価と今後の対処方針

(1)平成28年度から見直すもの

No.	補助金名称	所管課名	28当初予算 (千円)	27当初予算 (千円)	委員評価	対処方針	
						今後の方向性	説明等
6	介護予防二次予防事業参加に係る意見書作成料助成	高齢者施策課	0	324	手法変更 縮減 現状維持	縮減	介護保険法の改正に伴い、平成28年度から新たな補助制度に変更する(平成29年度以降の予算額は縮減見込)。
7	児童通所支援等利用者負担助成	障害者施策課	7,800	7,941	方法等見直し 現状維持	方法等見直し	所得区分一般2(収入890万円以上の世帯)については、助成の対象から除くこととする。
9	分譲マンション建替え・改修アドバイザー制度利用助成	住宅課	0	188	終期設定 縮減 廃止	補助金以外	平成27年度で廃止する。建替え・改修を含めたマンション管理に関する相談に対しては、区役所での無料相談窓口で対応を図る。
10	雨水浸透施設設置助成金	土木計画課	28,600	39,000	方法等見直し	方法等見直し	助成単価は年度当初から改定する。平成28年度予算額は前年度の7割程度とし、今後の申請状況を踏まえて対応する。
14	防犯協会空き巣対策助成(防犯カメラ維持管理)	危機管理対策課	6,768	8,640	終期設定 廃止	終期設定	平成27年度から5年間で、耐用年数を経過する防犯カメラの台数に応じて、補助金を段階的に削減し、廃止する。
16	障害者ステップアップ雇用事業助成	障害者生活支援課	0	24	終期設定 方法等見直し 現状維持	廃止	平成27年度をもって廃止する。短時間就労希望者のため、区役所等において短時間の実習体制を整備を行った。
21	母子寡婦福祉団体連合会助成	子育て支援課	0	200	方法等見直し 廃止 現状維持	廃止	当該補助金は平成27年度をもって廃止し、新たにひとり親家庭の親睦や交流を深める活動に対する事業助成を創設する。

(2)平成29年度以降見直すもの、見直しに向けて検討するもの

No.	補助金名称	所管課名	28当初予算 (千円)	27当初予算 (千円)	委員評価	対処方針	
						今後の方向性	説明等
2	外国人学校通学児童生徒保護者負担軽減補助	区民生活部管理課	5,040	5,040	現状維持 方法等見直し	方法等見直し	平成29年度からの所得制限制度の導入に向けて検討する。
4	農業体験農園に対する補助	産業振興センター	10,500	9,500	方法等見直し 拡充	拡充	運営助成、整備補助を行うだけでなく、総合的な経営支援を行う。
8	サービス付高齢者向け住宅供給計画費助成	住宅課	3,000	3,000	終期設定 方法等見直し	方法等見直し	27年度末、区の助成制度を利用しないで建設された住宅が開設する。この住宅の入居者や事業者にはヒアリングを行い、28年度以降、改めて助成制度の継続、内容の変更等について検討する。
12	低炭素化推進機器導入助成	環境課	52,500	52,500	方法等見直し	方法等見直し	住宅都市杉並の温暖化対策として、個々の住宅や建物の省エネ化が課題となるため、低炭素化推進機器の助成制度をより使いやすいものにするとともに、インセンティブ効果を見極め、改善点を検討する。
13	コンポスト容器購入費補助金	ごみ減量対策課	240	240	終期設定 縮減 廃止	終期設定	平成28年度末 新規購入分受付終了。 平成29年度末 継続購入分受付終了(補助制度廃止)。
15	高齢者等入居支援事業助成	住宅課	900	900	方法等見直し 縮減 拡充	方法等見直し	利用者の増加を図るため、預託金額の減額等について検討する。
17	障害者就労施設利用者支援等事業補助金	障害者生活支援課	3,617	3,617	方法等見直し	方法等見直し	工賃向上に向けての取組は、民間事業者との協働を発展させて効果を高めていく。上井草スポーツセンター内喫茶スペース運営補助は指定管理者更新時(平成29年度)に補助金を廃止し、運営の中で障害者の就労の場の確保等を指定管理者に働きかけていく。

22	杉並区青少年育成委員会補助金	児童青少年課	17,000	17,000	方法等見直し 現状維持	方法等見直し	育成委員会の事業を評価する機会を設け、基準を設けた上で妥当な金額を算定していく。
23	まちづくり助成金	まちづくり推進課	940	1,400	方法等見直し	方法等見直し	区民ニーズを把握した使いやすい仕組みを研究していく。
24	南北バス運行経費補助金	交通対策課	35,263	34,887	縮減 方法等見直し 手法変更	方法等見直し	今後は、収支改善に向けた利用促進PR活動や広告販売活動のみならず、乗車運賃についても利用者調査や近隣区市の動向を調査し研究を行っていく。
27	杉並区学校開放連合協議会補助金	学校支援課	931	931	縮減 方法等見直し	方法等見直し	補助対象経費の一部を委託金化するなど、より一層の適正化を図れるよう検討・調整する。

(3) 継続(現状維持)とするもの

No.	補助金名称	所管課名	28当初予算 (千円)	27当初予算 (千円)	委員評価	対処方針	
						今後の方向性	説明等
1	健康増進型公衆浴場改築支援助成	区民生活部管理課	10,000	10,000	縮減 方法等見直し	現状維持	都補助制度と連携して実施しているところであり、都の動向を踏まえつつ、事業継続を行っていく。
3	貸与宿泊施設区民宿泊費補助金	区民生活部管理課	28,100	27,300	縮減 方法見直し 現状維持	現状維持	積極的なPR活動により、より多くの区民の宿泊利用を促進していく。
5	介護保険住宅改修の理由書作成に対する助成	介護保険課	120	240	縮減 現状維持 拡充	現状維持	予算と実績に差異があることから、28年度は予算を減額し、需要動向を見ながらさらに検証していく。
11	屋上緑化・壁面緑化助成金	みどり公園課	3,750	3,750	方法等見直し	現状維持	みどりの基本計画改定の際に総合的に効果を検証する。
18	杉並区障害者グループホーム等防火設備整備費補助金	障害者生活支援課	15,724	46,700	終期設定	現状維持	利用者の障害が重度化により、現在設置が義務付けされていない施設も今後義務付けられる可能性があるため、補助額は縮減するが補助は継続する。
19	杉並障害者福祉会館運営協議会補助金	障害者生活支援課	4,095	4,096	手法変更	現状維持	指定管理者の導入は過去に検討し、見送った経緯がある。障害者の自立支援の観点から補助の意義は大きく、当該補助は現行どおり継続する。
20	杉並区保護司会に対する助成金	児童青少年課	600	600	縮減 現状維持	現状維持	毎年度の事業報告に基づき、事業内容、収支を評価し、区助成金の精査を行う。
25	交通安全協会補助金	交通対策課	3,750	3,750	方法等見直し 現状維持	現状維持	今後も補助金使途の透明性の保持に努めるとともに、実効性の高い事業への補助を実施する。
26	緑地協定助成	みどり公園課	200	200	廃止 方法等見直し 現状維持	現状維持	みどりの基本計画改定の際に総合的に効果を検証する。
28	杉並区立小学校・中学校PTA協議会補助金	学校支援課	990	990	方法等見直し 現状維持	現状維持	今後とも、前年度の収支決算及び事業実施状況等を総合的に考慮の上、翌年度の予算編成の中で適正性を確保していく。
29	杉並区文化団体連合会補助金	生涯学習推進課	350	350	方法等見直し 現状維持	現状維持	今後とも、前年度の収支決算及び事業実施状況等を総合的に考慮の上、翌年度の予算編成の中で適正性を確保していく。
30	杉並区体育協会運営助成	スポーツ振興課	550	550	方法等見直し 現状維持	現状維持	団体に対して事業計画の確実な実施を促すとともに、事業実績に応じて交付金額を再決定し、余剰金の返還を求める仕組みを検討し、団体及び関係各課と調整を行う。

※所管課名は平成27年度時点のもの

【概要】

補助対象者	公衆浴場
開始年度	平成18年度
補助の目的	都と連携し、公衆浴場の改築又は改修費用を補助することにより、公衆浴場施設を有効活用した区民の健康増進及び区民相互の交流促進など、区民福祉の向上を図るとともに、区民の入浴機会の確保に役立てることを目的とする。
補助の内容	既設公衆浴場の改築又は改修事業のうち、下記の施設・設備に要する費用の一部を補助する。 1.区民の健康増進、区民相互の交流の促進等が図れる施設・整備 ・20人程度を対象とするミニデイサービスや健康増進事業が可能な30㎡以上のロビー、脱衣室等の施設 ・都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルに準じたバリアフリー化(手すり、滑り止め、段差解消、エレベーター等) ・受動喫煙防止のための設備 2.地域貢献に資する施設・設備 ・ガス、電気、太陽熱等のクリーンエネルギーを使用した燃焼設備
補助額	・補助対象施設整備費の限度額 改築事業 1施設2億円、改修事業 1施設8,000万円 ・補助金の額(補助対象施設整備費の20分の1) 改築事業 1施設1,000万円以内、改修事業 1施設400万円以内

【委員評価】

委員	方向性	評価
A 委員	縮減	浴場の本来の役割のほかの目的として、健康増進事業が取り上げられているが、積極的な意味での政策誘導というよりも、施設の有効利用という、どちらかという消極的な意味が強いように考えられる。また、世田谷区、中野区、練馬区など近接区には同種の補助金はない。さらに、浴場に対しては、このほかにも、利用促進のための補助金があると考えられる。上記のことを総合的に考慮すると、この補助金の意義はそれほどあるものとは考えられない。
B 委員	継続 (対象・方法等見直し)	補助の目的は理解できるが、実績がないことに問題があると考え。したがって、改築支援の在り方や、対象公衆浴場の絞り込みにより、改修への積極的な働きかけなど、補助目的の成果が実現できる方策を検討する必要があると考え。
C 委員	縮減	杉並区の自家風呂保有率(2008年度時点、97.1%)が非常に高いことと、1日あたりの平均入浴人数(2014年度、140人)が杉並区の人口(2015年11月1日現在、55万3,189人)に比して非常に少ない点を考慮すると、公衆浴場そのものの必要性が低くなっていることが推測される。 補助の目的に、「公衆浴場施設を有効活用した区民の健康増進及び区民相互の交流促進など、区民福祉の向上を図る」と記載されているが、「区民の健康増進及び区民相互の交流促進」は公衆浴場(銭湯)でなくても、公民館や遊休施設の活用など他の手段によっても実現できるため、公衆浴場への補助金の必要性の理由としては乏しいものであると思われる。 公衆浴場に対する補助金として、ほかにも似たような補助金が交付されており、これらの補助金を総合的に見直す必要があると思われる。区民目線からすると公衆浴場は優遇されすぎているとの印象も受ける上に、物価統制令によって価格競争から守られているとも言えることから、これ以上の公衆浴場への支援や保護の必要性は低いと考えられる。

【所管課対処方針】

方向性	説明等
継続(現状維持)	ご指摘のとおり、自家風呂保有率の上昇に伴い公衆浴場の利用者は著しく減っており、さらには、燃料費の高騰や後継者不足などにより、区内の公衆浴場数は減少している状況にある。 一方、公衆浴場は、住民の公衆衛生の向上、健康増進等において重要な役割を担っていることから、区民の生活において欠くことのできない必要な存在であり「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」において、地方公共団体は公衆浴場の経営の安定を図る対策等、必要な措置を講じることにより公衆浴場の利用の機会の確保に努めなければならないとされている。 当該補助金は、都補助制度と連携して実施しているところであり、今後、都の動向を踏まえつつ、公衆浴場を活用した区民の健康増進及び区民相互の交流促進など、区民の福祉の向上を図るとともに、区民の入浴機会の確保に役立てることを目的に事業継続を行っていく考えである。

【概要】

補助対象者	授業料を外国人学校に納入した保護者
開始年度	昭和57年度
補助の目的	外国人学校に在籍する児童生徒の保護者に対し、授業料の負担軽減を図ることを目的とする。
補助の内容	外国人学校に在籍する児童生徒の保護者に対し、児童生徒1人につき月額7,000円を補助する。 【要件】次の全ての条件を満たすこと。 (1)学校教育法に基づき認可を受けた外国人学校に、義務教育年齢に該当する児童・生徒を通学させていること。 (2)児童・生徒及び保護者が、杉並区の住民基本台帳に記載されており、同一世帯であること。 (3)児童・生徒または児童・生徒と同一世帯の父母(どちらか一方も可)のいずれかが日本国籍以外であること。 (4)授業料を納付していること。 (参考) 平成23年度～月額7,000円、平成4年度～月額6,000円、昭和57年度～月額3,000円
補助額	児童生徒1人につき 月額7,000円×対象月数 (対象月数:当該年度において保護者が杉並区の住民基本台帳に記載のある期間で、かつ、授業料を納入した期間。ただし、保護者が他の地方公共団体から同種の補助金交付を受けている場合は、その期間を除く。)

【委員評価】

委員	方向性	評価
A 委員	継続 (対象・方法 等見直し)	実質的な補助対象が、外国人学校にあるのか、保護者にあるのか、曖昧である。補助対象が保護者にあるならば、認可を受けた外国人学校に限定することが適当であるかどうかも疑問である。保護者に対する補助という趣旨を生かすために、一部の区でも導入されている所得制限を検討し、さらに補助額の見直し、要件とされる外国人の教育機関の見直しなども検討すべきである。
B 委員	継続 (現状維持)	所得制限を導入すべきかという検討は必要と考える。
C 委員	継続 (対象・方法 等見直し)	新宿区で導入されている所得制限なども参考にしつつ、制度設計を再検討する余地があると思われる。

【所管課対処方針】

方向性	説明等
継続(対象・方法 等見直し)	現行どおり学校教育法に基づく認可を受けた外国人学校を限定とし、補助対象は児童生徒の保護者であることを基本方針とする考えである。なお、当補助制度は23区の全区で実施されているが、補助金額や交付対象とする外国人学校の限定など、区によって制度内容が異なっている。特に、保護者の所得制限制度については、新宿・中野の2区で導入していることから、今後、所得制限制度の導入を前提に検討を行い、制度改正の見直しに取り組んでいく。
見直し時期	<input type="checkbox"/> 28年度から <input type="checkbox"/> 29年度から <input checked="" type="checkbox"/> その他 ・平成28年度 所得制限制度の導入検討、外国人学校及び保護者に対する制度改正(予定)の事前周知 ・平成29年度 所得制限制度の実施(予定)

【概要】

補助対象者	民営化宿泊施設利用者
開始年度	平成14年度
補助の目的	区が民間事業者と使用貸借契約を締結している区所有の宿泊施設(民営化宿泊施設)を区民が利用するとき、区民に廉価な保養、心身のリフレッシュの場を提供するため、宿泊費の一部を補助する。
補助の内容	<ul style="list-style-type: none"> 対象施設 民営化宿泊施設3施設(コニファーいわびつ、富士学園、弓ヶ浜クラブ) (平成25年度までは、[湯の里杉菜]を含めた4施設が対象) 宿泊補助金 区民で、65歳以上の高齢者又は障害者は一人1泊につき3,000円、それ以外の区民は一人1泊につき2,000円の補助 宿泊予約申込 利用者(区民)が民営化宿泊施設へ直接申込 利用(宿泊)料金の支払方法 施設で、区民が利用料金を支払う際、区内在住の証明(運転免許証・健康保険証など)を提示し、利用料金から補助金額を差し引いた額で精算 補助金の交付方法 月単位で施設(運営事業者)から区へ区民利用者報告書及び補助金請求書が提出され、区が施設に対し当該月実績の補助金額を交付
補助額	①区民 65歳以上の高齢者又は障害者 一人1泊につき3,000円 ②それ以外の区民 一人1泊につき2,000円

【委員評価】

委員	方向性	評価
A 委員	縮減	実質的な補助対象が、施設であるのか、施設利用者にあるのか、曖昧である。また、補助金の支給についても、予め上限額を決めてそれを厳守するのではなく、利用があればそれに応じて支給するという方法も問題があると考えられる。当面は、施設の売却が困難であるという事情を考慮しても、現状維持は適切ではないと考えられる。そのため、当面、補助金は維持するとしても、徐々に縮減を図り、施設の自立化を徐々に促すべきだと考えられる。
B 委員	継続(現状維持)	現在の社会環境を前提として、区がこのような目的の施設を保有することに疑問がある。そして、その施設を利用する者に対する補助の必要性に対しても同様な疑問がある。したがって、施設の処分が最優先の対策であり、それまでの期間に限定して当該補助制度を継続することは止むを得ないものとする。
C 委員	継続(対象・方法等見直し)	この施設の宿泊者が増えることにより、交流人口の拡大、地域経済の活性化など多面的な効果も期待できる。積極的なPR活動を含め、より多くの利用者が集まるような価格設定についてもシミュレーションに基づいた検討が必要だと思われる。

【所管課対処方針】

方向性	説明等
継続(現状維持)	貸与宿泊施設(民営化宿泊施設)を利用する区民に対しての当宿泊費補助事業は、区民に廉価な保養の機会、心身のリフレッシュの場を提供する目的から、利用回数などを制限すべきではないと考えている。むしろ積極的なPR活動を含め、宿泊施設運営事業者による送迎バスの運行、観光ツアーの実施など、より一層多くの区民が当補助制度を活用し、宿泊利用を推進・拡大していくことが必要と考える。 また、各民営化宿泊施設の老朽化が進行し、今後、区の大規模修繕費用などの維持管理経費の増大が課題とされているが、当面、現行の民営化方式による施設運営を継続し、並行して、区民に対する宿泊補助制度を継続していく考えである。

【概要】

補助対象者	農業体験農園を運営する農業者
開始年度	平成15年度(平成26年度改正)
補助の目的	区民の農業に対する理解を深めることができるとともに、良好な農地の保全を図ることにつながるため、区民に対する農業体験の場を確保する。
補助の内容	①施設整備費(水道施設やベンチ、日陰棚等)に要する経費の一部を助成する(整備年度)。 ②管理運営費(1区画あたりの補助金)に要する経費の一部を助成する(7年間)。
補助額	①施設整備費補助金:農園整備に係る経費の7/8 上限400万円 ②管理運営費補助金:1区画当たり年1万円 上限1区画10,000円

【委員評価】

委員	方向性	評価
A 委員	継続(対象・方法等見直し)	補助金の支給水準は現行通りとしても、体験農園経営の自立化を促すような取組を、現在以上に行う必要がある。特に、運営補助については、利用者の自己負担の適正化とあわせて、より効果的な補助を検討する必要がある
B 委員	拡充	農地保全につながる施策であり、当該補助金は必要と考えられ、営農者の参加を進めるための対策が必要と考える。したがって、農園の経営が良好に推移するためのサポートは管理運営費の補助に止まらず、多面的に対応する必要があると考える。
C 委員	継続(対象・方法等見直し)	住宅地が多い杉並区が緑地面積を増やしていく方針であることや、農業従事者の定着農業への関心の向上という点からも必要性があると思われる。より良い政策となるよう、利用者の自己負担を含めた制度設計のあり方の検討を期待する。

【所管課対処方針】

方向性	説明等
拡充	農地保全や農業理解、農業後継者育成等に効果のある事業であり、今後も拡充の方針とし、運営補助、整備補助を行うだけではなく、総合的な経営支援を行うことで、農園の自立的な経営を促す。例えば、体験農園に関する専門機関や農業経営にノウハウのある中小企業診断士による経営相談を行い、合理的な料金設定や設備投資等に関する助言を行うことで、より自立的経営を支援する。
見直し時期	<input type="checkbox"/> 28年度から <input type="checkbox"/> 29年度から <input checked="" type="checkbox"/> その他

【概要】

補助対象者	介護支援専門員等
開始年度	平成13年度
補助の目的	介護が必要になっても、出来るだけ住み慣れた住宅で生活を行えるように住宅の整備が必要となる。介護保険制度では、在宅サービスのメニューのひとつとして「住宅改修費の給付」がある。 他の介護サービスを使用することがない要介護(要支援)の方が、「住宅改修費の給付」を受けるためには、介護支援専門員等が作成する『住宅改修が必要な理由書』が必要となるため、杉並区介護保険住宅改修支援事業実施要綱に基づき介護支援専門員等への助成をする。
補助の内容	居宅要介護(要支援)被保険者が介護保険法の規定に基づく居宅介護(予防)住宅改修費の支給を申請する場合に、介護支援専門員等が介護保険法施行規則による住宅改修が必要な理由書を作成することに対して助成をする。
補助額	1件 2,000円

【委員評価】

委員	方向性	評価
A 委員	縮減	住宅改修にあたり、居宅介護支援事業者と契約を結び、担当ケアマネージャーがいる要介護(要支援)者とそうでない要介護(要支援)者との不平等を解消するために、区が行うべき補助金かどうかという疑問はあるが、一定の意義は認められる。しかし、予算額と決算額の間にはかなりの差があるため、将来の決算額の推移を踏まえつつ、予算額の削減をすることが適当だと考える。
B 委員	継続(現状維持)	利用者がいる以上、継続する必要があると考える。
C 委員	拡充	居宅介護を受け、担当のケアマネージャーがいる要介護者は、介護報酬に「住宅改修が必要な理由書」を作成する費用が含まれており、作成にあたり費用負担は生じないため問題はないが、居宅介護支援を受けていない要介護者の場合は、介護保険サービスを利用して住宅改修を行うためには、この「住宅改修が必要な理由書」を、外部のケアマネージャーに委託しなければならない。ここで問題となるのは、ケアマネージャーの介護サービス非利用者に対する理由書の記入のインセンティブがない点である。また、介護サービス非利用者は、ケアマネージャーに対して実質無給の超過負担となる仕事を頼みにくいという心理的な問題もある。 こうした状況の中で、本補助金制度は、ケアマネージャーに本来自分の仕事ではないことに従事させるインセンティブを与えるとともに、介護サービス非利用者のケアマネージャーに対する理由書記入の頼みやすさの向上につながるというメリットがある。現在、この助成の利用者も多いため、今後も継続の必要がある。 (別の論点) 住み慣れた自宅で介護ができる環境を整えることは重要である。現在、老人ホームや介護施設などでの虐待が、しばしばニュースになることもあるため、今後、住み慣れた自宅での介護のニーズが高まる可能性もある。そうした新たなニーズを満たすためにも、本補助金制度は必要な補助金であると考えられる。今日必要性が高まっている地域包括ケアシステムの実現のためにも、住み慣れた住宅で生活を行えるようにすることは必要不可欠であり、それを促進することになる本補助金制度の意義は大きい。

【所管課対処方針】

方向性	説明等
継続(現状維持)	この補助金制度は、居宅介護支援または介護予防支援を受けていない要介護(支援)者が住宅改修給付の申請に必要な「住宅改修が必要な理由書」を作成してもらうためには、今後も引き続き作成費用の助成を継続することが有効な制度と考える。 ただし、予算額と実績に差異があることから、28年度は予算を減額し、需要動向を見ながらさらに検証していく。

【概要】

補助対象者	介護予防二次予防事業対象者
開始年度	平成24年度
補助の目的	二次予防事業参加意見書作成に係る費用を助成することによって、意見書の提出が容易に求められるようになり、対象者に安全でより効果的な介護予防プログラムの提供を行うことを目的とする。
補助の内容	二次予防事業を利用する際に、地域包括支援センターの判断により医師の意見書が必要とされた場合、利用者が負担する意見書作成に係る費用を助成する。
補助額	個人が負担した意見書作成料全額

【委員評価】

委員	方向性	評価
A 委員	補助金以外の手法へ変更	地域包括支援センターが、医師の意見書が必要と判断するならば、各人の主治医に意見書を求めるのではなく、区が指定した医師の意見書で、区が独自に判断しても良いのではないかとと思われる。そうであるならば、以前のように医師会に委託することも考えられる。
B 委員	継続(現状維持)	個人の経済的負担の軽減が補助金の目的であるならば、所得制限を行うことを検討する必要があると考える。
C 委員	縮減	意見書作成費用の個人負担を高いと感じて、二次予防事業の参加を躊躇する高齢者がどれほどの割合いるのか、すなわち本制度のニーズを把握する必要がある。意見書作成費用は小額であるため、そこまで区が補助金を出す必要があるのかという指摘もありうる。

【所管課対処方針】

方向性	説明等
縮減	<p>介護保険法の改正により、介護予防事業は新たに介護予防・生活支援総合事業となり、区は、平成28年度から、これまで二次予防事業として実施してきた事業を短期集中予防サービスに移行する。</p> <p>二次予防事業は、要支援・要介護認定されていない高齢者が対象であり、傷病を有する者については、参加の適否について医師の意見書提出を求めている。移行後のサービスにおいても傷病を有する者については、参加の適否について医師の判断が必要となるが、主に要支援認定されている高齢者が対象となるため、通常は主治医意見書が提出されており、あらためて医師意見書の提出は必要ない。ただし、認定申請中で結果がでるまでの間にこの事業に参加する場合には、かかりつけ医による事業参加意見書が必要となる。そこで本補助金を短期集中予防サービス参加にかかる意見書作成料助成に変更し、事業参加促進を図る。なお、対象者数減により予算を縮減する。</p>
見直し時期	<input checked="" type="checkbox"/> 平成28年度から <input type="checkbox"/> 平成29年度から <input type="checkbox"/> その他

【概要】

補助対象者	児童発達支援・医療型児童発達支援を満年齢が2歳である4月1日が属する年度の3月31日までの間に利用した児童の支給決定保護者。 保育所等訪問支援の支給決定を受けた児童の保護者。 児童発達支援においてリハビリテーションを5歳に達した日以後の最初の3月31日までの間に利用する児童の保護者。
開始年度	平成24年度
補助の目的	利用者負担を軽減することにより、経済的負担を考慮することなく早期に療育につながる環境をつくる。 利用者負担を軽減し、類似事業との整合性を図る。
補助の内容	【児童通所支援助成】療育が必要な1, 2歳の児童について保護者が費用負担を考慮することなく早期開始ができるようにするため、児童が児童発達支援を利用する際に係る利用者負担分を助成する。 【保育所等訪問支援助成】保育園、幼稚園への巡回指導が無料になっていることとの整合性を図るため、保育所等訪問支援を利用する際に係る利用者負担分を助成する。 【児童発達支援リハビリテーション助成】医療機関での指導と同内容の理学療法又は作業療法を利用したときに負担する費用の額を助成する。
補助額	児童通所支援・保育所等訪問支援・児童発達支援リハビリテーション利用時に係る利用者負担金全額 上限額:37,200円(利用者負担上限月額の上限)

【委員評価】

委員	方向性	評価
A 委員	継続(現状維持)	障害児の早期療育につなげる可能性が高い補助金の意義は大きいと考える。公平性の観点から所得制限の可能性も考えられるが、子育て環境を充実させるという観点から、それについては慎重に検討する必要があると考えられる。
B 委員	継続(対象・方法等見直し)	国の制度として、1割の自己負担を利用者に求めていることから、一定の低所得者に対し区が補助することは必要と考えるが、低所得者以外の利用者に補助することは、補助制度創設の趣旨に合致していないものと考ええる。したがって、一般2の世帯への補助は止めるべきと考える。
C 委員	継続(対象・方法等見直し)	費用負担の公平性の観点から、「所得区分一般2」の世帯(収入890万円上の世帯)への助成に関しては、一定程度の自己負担を求める方向で検討する余地があると思われる。

【所管課対処方針】

方向性	説明等
継続(対象・方法等見直し)	児童発達支援(児童通所支援助成)を利用する一般2(負担上限額37,200円)の世帯については、助成の対象から除くこととする。一般1(負担上限額4,600円世帯)については助成を継続する。
見直し時期	■平成28年度から □平成29年度から □その他

【概要】

補助対象者	サービス付高齢者向け住宅設置事業者
開始年度	平成25年度
補助の目的	高齢者の居住に配慮した優良な賃貸住宅として建設または改良に要する費用に対する助成を行い、民間によるサービス付き高齢者向け住宅の建設誘導を図る。また助成することにより区民の入居枠を確保する。
補助の内容	サービス付き高齢者向け住宅の供給計画を策定する費用の一部として300万円を限度として助成金を交付する。
補助額	供給計画策定費用のうち補助対象項目に要する経費を合算した額の2/3以内 上限額：供給計画策定費用として1物件当たり300万円

【委員評価】

委員	方向性	評価
A 委員	終期設定	平成25年度から開始されている補助金で、平成25年度および26年度において、応募事業者はゼロである。その原因について、担当部署からは、入居者募集にあたり、区民優先の制限があるなどの理由が示されているが、それ以前の問題として、そもそも「サービス付高齢者向け住宅」に対する区民の需要があるのかどうか、精査する必要がある。サービス付高齢者向け住宅が中高所得者層を対象とすることを考慮すると、なおさら需要の精査が必要とされる。たとえ、国および都の施策と関連しているとはいえ、他区において同様の補助金がほとんど設けられていないことを考慮すると、補助金の必要性を見極める期間をある程度設けることも想定し終期を設定することが適当だと考える。
B 委員	継続(対象・方法等見直し)	サービス付き高齢者向け住宅の普及は、今後の高齢化社会を前提とした場合に必要な事業であり、その実行を進展する効果がある補助金であれば、継続することは合理的と考える。しかし、25年度予算計上以来未だ実績がないことから、利用者ニーズを十分に調査し、効果が上がるような更なる対策を検討し、必要であれば補助内容の見直しも検討する必要があると考える。
C 委員	継続(対象・方法等見直し)	杉並区の高齢化率は、今後、急速に上昇することが推計されており、そうした状況の中で、高齢者が住み慣れた地域で安全・安心して暮らすことに寄与する本補助金の必要性は今後ますます高まっていくものと思われる。 杉並区のこの政策が、東京23区における先進的事例となるよう、PRを含め制度の更なる検討を期待する。(本補助金が対象とする住宅が中～高所得者層である点や、事業者のインセンティブの問題など)

【所管課対処方針】

方向性	説明等
継続(対象・方法等見直し)	今年度末、区内に区の助成制度を利用しないで建設された住宅が開設する。その住宅の入居者の状況や需要等を事業者にヒヤリングを行い、28年度以降について改めて助成制度の継続、見直し、終了等について検討することとする。
見直し時期	<input type="checkbox"/> 平成28年度から <input checked="" type="checkbox"/> 平成29年度から <input type="checkbox"/> その他

【概要】

補助対象者	区内の所在する分譲マンションの管理組合及び区分所有者の任意団体
開始年度	平成23年度
補助の目的	マンションの維持管理について、管理組合、区分所有者の任意団体(管理組合が組織されていない場合)に、専門家が情報提供及び助言を行うことにより、マンションの良好な維持管理に資する支援を行うことを目的としている。
補助の内容	公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンターのアドバイザー派遣制度の活用により、分譲マンションの管理組合等が建替え・改修を円滑に進められるように、区がアドバイザー派遣料の一部を助成している。
補助額	補助額:補助対象経費(アドバイザー派遣料(平成26年度:14,040円))×2/3 上限額:74,880円(9,360×4コース×2回)及び112,320円(9,360円×6コース×2回)

【委員評価】

委員	方向性	評価
A 委員	終期設定	代替的なマンション無料相談会などもあり、またそもそも交付実績がないのでニーズもないと考えられるので、終期を設定し廃止が適当であると考えます。
B 委員	縮減	利用実績がなく、このような施策の必要性は乏しいと考えるため、縮減あるいは廃止が妥当と考える。
C 委員	廃止	利用実績がなく、本アドバイザー制度を利用している者がいない上に、類似した代替的な制度である毎月2回の「マンション管理無料相談窓口」を利用する者が多い現状から、本制度の存在意義は低いと言え、廃止すべきであると考えます。 マンション管理組合に約300件の「ご案内」を配布して、実績0件という点も区民ニーズが存在せず、必要性がない証左である。 アドバイザーの派遣が、特定の団体「公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター」のみに限定されるという縛りがある点が問題である。アドバイザーの派遣を、この特定団体に限定しなければならない根拠が不明である点からも、本補助金制度の継続は望ましくない。

【所管課対処方針】

方向性	説明等
補助金以外の手法へ変更	平成26年8月より、区と杉並マンション管理士会との間で協定を締結し、区役所1階ロビーで月2回のマンション管理無料相談窓口を実施している。当該相談窓口において、建替え・改修を含めたマンションの管理に関する相談に対して、専門家が適切に助言等をしている。
見直し時期	<input checked="" type="checkbox"/> 平成28年度から <input type="checkbox"/> 平成29年度から <input type="checkbox"/> その他

10 雨水浸透施設設置助成金

【所管課】土木計画課

【概要】

補助対象者	雨水浸透施設の設置工事を行う住宅等の所有者
開始年度	平成6年度
補助の目的	総合治水対策として区が担う流域対策の強化のため、資金力の乏しい個人に雨水浸透施設の設置工事費を助成し、小規模民間施設における雨水流出抑制対策の推進を図る。併せて、地下水の涵養も促進する。
補助の内容	民間の建築計画への雨水流出抑制施設の設置指導とともに、敷地面積千㎡未満の個人住宅等（新築及び既存）を対象に、雨水浸透施設（区が指定する構造の浸透ます・浸透トレンチ）を設置する施主（個人）に対し、その工事費の一部を区が定める単価により40万円まで助成する。
補助額	都の雨水流出抑制事業補助における標準工事費単価の80%を区が定める助成単価として、設置数量に応じて助成する。 上限額：40万円

【委員評価】

委員	方向性	評価
A 委員	継続(対象・方法等見直し)	累計整備率を目標とする以上、困難とはいえ、現行以上に、補助後の設備の状況把握に努める必要がある。また、目標設定について、地域の違いに留意し、重点地域については、別途達成水準の目標設定をし、重点的に整備する必要がある。
B 委員	継続(対象・方法等見直し)	自己評価に記載があるとおり、工事費の高騰等、施主の負担割合が多くなることは設置スピードにマイナスとなることから、助成単価の柔軟な見直しが必要と考える。
C 委員	継続(対象・方法等見直し)	助成単価の見直しと地域性を考慮した重点的な政策展開を期待する。

【所管課対処方針】

方向性	説明等
継続(対象・方法等見直し)	助成単価は、都の補助単価に連動して改定しており、平成28年度も初頭から改定の予定である。 雨水流出抑制対策は、地表に降った雨水が下水道や河川に集中し、これが低地で氾濫し水害となることを防ぐためのものであるため、河川流域レベルでの対策が必要である。東京都豪雨対策基本方針では、水害が多発する神田川流域を対策強化流域に位置づけており、杉並区のほとんどはこの流域に含まれる。区ではこれを踏まえ、区内全域において、公共施設の雨水流出抑制対策のほか、民間施設に対しても、より小規模な戸建て住宅にまで協力要請の枠を広げ、雨水浸透ます等の設置を求めている。さらに公共施設では民間の20%増しのきびしい基準を課している。なお、面積の広い道路や公園などで大量の雨水流出抑制を行うことは、直接的な洪水調節の効果も期待されるので、水害多発地域の周辺施設に集中して対策を行うなど取り組んでいる。補助後の設備の状況把握については、設置場所が個人の生活の場となっているなど、事後の立ち入り調査が難しい面があり、補助時点での設備保守の指導を徹底していく。また、公共施設については、定期的な点検やメンテナンスを行うなど、機能の保全・回復に努めていく。
見直し時期	<input checked="" type="checkbox"/> 平成28年度から <input type="checkbox"/> 平成29年度から <input type="checkbox"/> その他

【概要】

補助対象者	屋上緑化・壁面緑化整備実施者
開始年度	平成14年度
補助の目的	屋上と壁面の緑化を進めることで、潤いのある生活空間を創出するとともに、ヒートアイランド現象などを緩和することを目的とする。
補助の内容	屋上緑化:建物の屋上等に樹木等で構造上安全な植栽を3㎡以上行った場合の基盤造成と植栽に要する費用の一部を助成する。 壁面緑化:建物の壁面に必要に応じ補助資材等を設置し、構造上安全に植物で3㎡以上覆った場合の基盤と植栽に要する費用の一部を助成する。
補助額	屋上:基盤造成と植栽に要する費用。個人25,000円/㎡、法人20,000円/㎡基準単価に対象面積を乗じた額または対象経費の実際額の1/2のいずれか小さい額。 壁面:建物の壁面を緑化する植栽経費、ワイヤー等を設置する経費、ユニット等を設置するフレームやユニットを設置する経費、壁面緑化関係設備。個人12,500円/㎡、法人8,000円/㎡基準単価に対象面積を乗じた額または対象経費の実際額の1/2のいずれか小さい額。 上限額:【個人】屋上・壁面あわせて100万円【法人】屋上・壁面あわせて150万円

【委員評価】

委員	方向性	評価
A 委員	継続(対象・方法等見直し)	屋上緑化および壁面緑化の効果をより慎重に検討し、目標設定をより詳細に決める必要がある。また、PR効果などを考慮すると、個人補助から法人補助にシフトする必要もある。また、特に個人補助の場合、公益と私益のバランスも考える必要が生じると考えられる。さらに、長期的には、維持管理の確認も問題になる。
B 委員	継続(対象・方法等見直し)	杉並区の緑地率25%を達成するための事業の一環ということだが、現在の実績では、到底実現することは困難であると考え。したがって、当該目標の実現が可能となるような施策の見直しが必要と考える。
C 委員	継続(対象・方法等見直し)	杉並区が目指す緑地面積の拡大の方法は他にも考えられる。「緑被率25%」を目指す上では、区が独自で区施設での緑地化を進めるなど、他のより効率的・効果的な代替手段の検討も必要だと思われる。

【所管課対処方針】

方向性	説明等
継続(現状維持)	近年、生物多様性や地球規模での温暖化対策など、みどりの重要性はますます高まっている。緑化施策は、公共・区民・事業者が出来ることから取り組む必要があり、当該助成制度も広く門戸を開いた助成制度として継続していくことが必要と考える。 今後も、管理上のアドバイス等を行い、適時経過観察の実施等に努めながら、みどりの基本計画改定時に、他の緑化施策と共に総合的に効果を検証し対処方針を決定する。
見直し時期	<input type="checkbox"/> 平成28年度から <input type="checkbox"/> 平成29年度から <input checked="" type="checkbox"/> その他

【概要】

補助対象者	区民、区内中小事業者、共同住宅管理組合等
開始年度	平成15年度
補助の目的	地球温暖化対策として二酸化炭素排出量を削減するため、また、杉並産エネルギーを創出することで、災害時に必要なエネルギーを継続的・安定的に供給する地域分散型エネルギー社会を構築するため、低炭素化推進機器(太陽光発電システム、強制循環式ソーラーシステム、自然循環式太陽熱温水器、定置用リチウムイオン蓄電池、CO2冷媒ヒートポンプ給湯器、家庭用燃料電池)の普及を促すこと。
補助の内容	補助対象者が自身の所有する住宅等に低炭素化推進機器を設置する場合、設置費用の一部を助成する。
補助額	太陽光発電システム:4万円/kW(上限12万円) 強制循環式ソーラーシステム:2万円/㎡(上限6万円) 自然循環式太陽熱温水器:1万円/㎡(上限2万円) 定置用リチウムイオン蓄電池:15万円 CO2冷媒ヒートポンプ給湯器:5万円 家庭用燃料電池:5万円

【委員評価】

委員	方向性	評価
A 委員	継続(対象・方法等見直し)	設置者のアンケート結果より、補助申請の理由として、経済的理由が最も多い。したがって、公益と私益のバランスを図ることができるような対策が必要である。また、この設備の設置目的としては、環境問題が取り上げられているが、それ以外に災害など非常事態策も想定されると考えられる。この点もふくめて、設置者に対して指導などをする必要があると考えられる。
B 委員	継続(対象・方法等見直し)	省エネ・創エネ対策の効果の検証が不十分と考える。補助対象の機器の耐用年数を考慮した場合、現状の対応では実質的普及効果が得られないと思われるので、目標期間を考慮した対策を検討する必要があると考える。
C 委員	継続(対象・方法等見直し)	低炭素化推進機器を導入することができる区民は、比較的所得の高い者である可能性が高いと考えられる。そのため、当補助金は結果的に高所得者を優遇することになる点は検討の余地があると思われる。(設置者のアンケート結果からも、補助申請の理由として経済的理由が多い。)

【所管課対処方針】

方向性	説明等
継続(対象・方法等見直し)	住宅都市としての杉並区が取り組む温暖化対策としては、住宅や建物の省エネ化が課題となる。このため、エネルギー使用効率の高い低炭素化推進機器の助成制度をより使いやすいものにするよう、制度の見直しを検討していく。 また、助成制度が高所得者層への優遇に繋がっているとの指摘については、助成制度によるインセンティブ効果を見極めつつ、改善点の検討を行う。
見直し時期	<input type="checkbox"/> 平成28年度から <input checked="" type="checkbox"/> 平成29年度から <input type="checkbox"/> その他

【概要】

補助対象者	区民
開始年度	平成4年度
補助の目的	リサイクル及びごみの減量を推進するため、コンポスト容器を利用して、家庭で排出する生ごみを自家において処理及び有効利用する者に対し、購入経費の一部を補助する。
補助の内容	コンポスト容器を利用して、家庭で排出する生ごみを、自家において処理及び有効利用する区民に対し、処理機の購入経費の一部を補助する。 【補助対象】 (1)杉並区コンポスト容器取扱事業者募集要領に基づき区が決定した事業者販売するあっせん品(あっせん品コンポスト容器) (2)コンポスト容器として市販されているもので、補助金の交付を受ける者が自ら購入したもの(市販品コンポスト容器)
補助額	①あっせん品コンポスト容器 あっせん価格の1/2 ②市販品コンポスト容器 本体購入価格の1/2 上限額:4,000円

【委員評価】

委員	方向性	評価
A 委員	終期設定	生ゴミ処理機など類似の補助であり、また近年の交付実績も低迷しているため、終期を設定して廃止し、他の手段の補助の方にシフトすることが適切と考えられる。
B 委員	縮減	交付件数が減少傾向にあり、自己評価にも記載がある通り、廃止を含め、今後のごみ減量施策の検討の中で、検討する必要があると考える。
C 委員	終期設定 (廃止)	コンポスト容器の購入費助成を受けた区民へのアンケートによると、コンポスト容器の購入費補助を受けた方の34.9%が、5割程度以上の生ごみの量が減少したと回答しているとのことだが、「コンポスト容器」と「生ごみ処理機」による生ごみの減量効果を比較した表を見ると、「生ごみ処理機」の購入費補助を受けた方の76.4%が、5割程度以上の生ごみの量が減少したと回答しており、「コンポスト容器」よりも「生ごみ処理機」の方が減量効果が高いことが分かる(「コンポスト容器」34.9% < 「生ごみ処理機」76.4%)。補助金は、減量効果の高い「生ごみ処理機」に特化した方が効率的である。

【所管課対処方針】

方向性	説明等
終期設定	早期の廃止を図る。 ただし、現在の要綱で規定している補助の範囲(当該年度を含む3年度間に2個を限度とする規定)となっている区民に支障をきたさないよう、暫定期間を設けていく。
見直し時期	<input type="checkbox"/> 平成28年度から <input checked="" type="checkbox"/> 平成29年度から <input type="checkbox"/> その他

【概要】

補助対象者	防犯協会
開始年度	平成18年度
補助の目的	犯罪抑止、特に、空き巣被害を未然に防止するため、防犯協会が設置する防犯カメラの設置及び設置後の維持管理に係る費用負担を図ることを目的としている。
補助の内容	空き巣被害等防止のために、当初は、防犯カメラの設置費用を補助、240台設置後は、そのカメラの維持管理費用（年2回のフルメンテナンス費用及び電気料）を補助している。
補助額	防犯カメラの年2回のフルメンテナンス費用及び電気料

【委員評価】

委員	方向性	評価
A 委員	終期設定	防犯協会の防犯カメラから、街角カメラなど区が設置者となるものに切り替えるにあたり、エリアごとに、切り替え段階におけるカメラ設置数を明確にして、切り替えに対して関連団体の理解を得る努力をこれまで以上に必要がある。また、カメラの設置は、プライバシーの問題にもかかわるものであり、区の責任の下に行うべきことであり、したがって、補助金によって団体に設置を依頼することは適当ではない。
B 委員	終期設定	防犯カメラの設置は、他の事業で行われていることから、防犯協会の防犯カメラの必要性が無くなったということから、段階的に撤去するのではなく、早急に撤去して補助金を削減すべきと考える。
C 委員	廃止	防犯協会の防犯カメラに代替する「通学路防犯カメラ」と「街頭防犯カメラ」が整備されることになっているため、防犯協会への補助金は廃止すべきである。

【所管課対処方針】

方向性	説明等
終期設定	設置及び設置後の維持管理に係る費用を補助している防犯協会の防犯カメラの補助金については、耐用年数を経過したカメラの台数に応じて、段階的に削減する。 区では、街角防犯カメラ及び通学路防犯カメラの整備を進めていくが、早急に同補助を打ち切るとは、区内の防犯カメラ台数の一時的な減少を招き、防犯力の低下につながるおそれがあるため、防犯力維持・向上を図る観点から、段階的に削減することとしている。
見直し時期	<input type="checkbox"/> 平成28年度から <input type="checkbox"/> 平成29年度から <input checked="" type="checkbox"/> その他

【概要】

補助対象者	親族等がなく、住宅に困窮する高齢者及び障害者
開始年度	平成14年度
補助の目的	親族等がなく、住宅に困窮する高齢者及び障害者に対し、民間アパートへの入居の促進と居住の継続を図る。
補助の内容	葬儀の実施と遺骨の保管に要する経費、残存家財撤去に要する経費の一部を補助する。 ※区が社会福祉協議会に補助金を交付し、社会福祉協議会が事業を実施している。
補助額	葬儀・遺骨の保管、残存家財の撤去に要した経費から預託金(120,000円)を差し引いた不足額

【委員評価】

委員	方向性	評価
A 委員	継続(対象・方法等見直し)	12万円の預託金が重すぎることが理由で交付実績が伸びないならば、一つの方法として、預託金の金額を引き下げることが考えられる。しかし、それとあわせて、預託金の金額を考慮して、所得制限も設ける必要がある。
B 委員	縮減	高齢者が増加する社会環境にある中、住宅に困窮する高齢者及び障害者に対する当該補助金の必要性はあると考えるが、交付件数が低調であることから、縮減する必要があると考える。
C 委員	拡充	民間賃貸住宅市場における高齢者に対する入居制限(高齢者への「貸し渋り」)は、社会的に大きな問題となっている。また、「孤独死」や「独居老人」などの存在が関心を集める中、身寄りがなく住宅に困窮する高齢者を支援することは行政としての責務であると考えられる。その点を考慮すると、貸し手である家主の不安を軽減し、家主が安心できる仕組みを作る本補助金の意義は大きい。杉並区の高齢化率は、今後、急速に上昇することが推計されており、そうした状況の中で、身寄りのない高齢者の民間賃貸住宅への入居を促し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活することに寄与する本補助金の必要性は今後ますます高まっていくものと思われる。

【所管課対処方針】

方向性	説明等
継続(対象・方法等見直し)	親族等がなく、住宅に困窮する高齢者及び障害者に対し、民間賃貸住宅への入居の促進と居住の継続を図るために必要な制度への補助金であるため、方法等の見直しをしながら継続していく。方法の見直しとしては、利用者の増加を図るために、預託金額の減額を検討していく。
見直し時期	<input type="checkbox"/> 平成28年度から <input checked="" type="checkbox"/> 平成29年度から <input type="checkbox"/> その他

【概要】

補助対象者	区内事業所
開始年度	平成23年度
補助の目的	障害者を短時間雇用した企業等へ雇用対象者の賃金の一部を助成することにより、長時間勤務が困難な障害者の一般就労を促進するとともに、短時間勤務から長時間勤務への移行を図ることを目的としている。
補助の内容	○雇用対象者は、区内在住で長時間勤務が難しい場合であっても、当制度により将来長時間勤務への移行が望める者とする。 ○当制度による雇用期間は、3か月を超え最長1年間とするが、雇用対象者が3か月に満たない期間で退職に至った場合は助成の対象としない。 ○勤務時間は、1日1時間以上かつ週2日以上で、1週間の合計勤務時間は20時間未満とする。
補助額	雇用対象者の賃金(月額)の1/3 上限額:時給に換算して300円

【委員評価】

委員	方向性	評価
A 委員	終期設定	国の補助制度がカバーできない部分を区がカバーするという意義は認められるが、交付実績が一件であり、交付を受ける者が特定できる状況であると推察される。このような状況を踏まえると、どちらかという企業側のニーズに対応していないと考えられ、この制度を維持することの意義も問われる必要があると思われる。したがって、終期を設定することが適当だと考えられる。
B 委員	継続(現状維持)	必要な補助金であると考える。
C 委員	継続(対象・方法等見直し)	法定雇用率の算定において、国の法制度では週20時間未満の雇用は、ゼロカウントとなってしまう。そのため、本制度は、週20時間未満の短時間しか働くことが出来ない方にとって有効な施策である。すなわち、雇用が進まない想定される週20時間未満の短時間勤務においても助成の対象とする本制度は、雇用条件の観点で国の制度を補完している点が高く評価できる。 しかし、国が定める法定雇用率の算出の仕方が当事業にそぐわないものであり、本補助金が企業の障害者雇用においてインセンティブを付与するものとして十分に機能していないと考えられる。 ただ、現状において交付実績があることから、この助成を廃止してしまうと、当該企業が障害者雇用を取り止めてしまう可能性が否めない。以上より、本補助金は重要であり、継続すべきであるが、今後は同じ補助金にしても企業に十分なインセンティブを与えることのできる制度設計にすべきであると考える。

【所管課対処方針】

方向性	説明等
廃止	この事業については、以下の理由により、平成27年度で廃止とする。 ①交付実績のある1件については、27年度5月に1年間の助成期間が終了した。 ②この制度の利用を通じて、週20時間以上の就労に移行することを目的としていたが、週10時間未満を希望する障害者の勤務を週20時間に移行することは、困難であった。そのため、短時間就労を希望する方のために、段階的に一般就労へのステップを踏むことができるよう、区役所等において短時間の実習体制の整備を行った。
見直し時期	■平成28年度から □平成29年度から □その他

【概要】

補助対象者	区内障害者施設等
開始年度	平成18年度
補助の目的	障害者施設または障害者施設ネットワークに対し、事業経費の一部を補助することで、障害者施設に通所する利用者の働く機会を提供するとともに、工賃向上を目的とする。
補助の内容	①障害者施設ネットワークに対する補助 ネットワークが運営する販路の維持管理経費（アンテナショップ、インターネット販売など）、広報活動費（ホームページ、広報誌、ポスター作成費）等 ②上井草スポーツセンター内喫茶スペースを運営している（福）同愛会に対する補助 生産活動にかかる人件費、店舗維持管理経費等
補助額	①障害者施設ネットワークに対する補助 608,540円（26年度） ②（福）同愛会に対する補助 300万円（26年度）

【委員評価】

委員	方向性	評価
A 委員	継続（対象・方法等見直し）	工賃の向上をするためには、生産される商品の付加価値を高めることが一番効果的である。そのためには、「すぎなみブランド」が確立されるような商品開発と広報活動をより重視して、補助金を活用する必要があると考えられる。
B 委員	継続（対象・方法等見直し）	（福）同愛会に対する補助金は、上井草スポーツセンター内喫茶スペース運営に伴う赤字補てん分であることから、赤字を削減することの対策が優先課題であると考ええる。したがって、経営コンサルタントなどの専門家のサービスを利用するなど、早急に運営方法の改善を行うことが必要と考える。
C 委員	継続（対象・方法等見直し）	工賃水準を向上させるという政策課題に本事業がどれほど寄与しているのか。工賃向上の効果と当該事業の費用とを比較検討し、事業内容の見直しを検討することが必要だと思われる。

【所管課対処方針】

方向性	説明等
継続（対象・方法等見直し）	○すぎなみ仕事ねっとによる区内作業所の工賃向上に向けての取組については、27年度から区の協働事業提案制度を活用し、マーケティングに精通した民間事業者との協働により商品開発、販路の拡大、共同受注等、様々な課題に取り組み、少しずつ成果が見え始めている。今後も、協働事業を発展させていく中でその効果を高めていく。 ○上井草スポーツセンター内喫茶スペースは、上井草スポーツセンターの指定管理期間終了時に廃止し、今後は上井草スポーツセンター運営全体の中で障害者の就労の場の確保等について、働きかけていく。
見直し時期	<input type="checkbox"/> 平成28年度から <input checked="" type="checkbox"/> 平成29年度から <input type="checkbox"/> その他

【概要】

補助対象者	グループホームを運営する法人
開始年度	平成21年度
補助の目的	障害者グループホーム防火設備の整備に対し助成を行うことにより、利用する障害者の安全を確保する。
補助の内容	グループホームを整備する社会福祉法人等に対し、消防設備整備にかかる経費の一部または全部を助成する。
補助額	自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備、スプリンクラー設備の設置に係る必要経費 上限額:定員5人以下1ユニットにつき230万円、定員6人以上10人以下1ユニットにつき290万円

【委員評価】

委員	方向性	評価
A委員	終期設定	この補助金の趣旨を考えると、既設のグループホームの補助であるべきと考える。また、既設のグループホームに対して、防火設備整備に関して平成29年まで経過措置が設けられていることを考慮すると、経過措置終了後速やかに補助金を廃止できるように、終期を設定することが適当であると考えられる。
B委員	終期設定	消防法の改正を受けて、区内の全グループホームにおいてスプリンクラーの設置を進めることを目的とした補助金であり、同法に従い、平成30年4月までの期限を付すべきと考える。
C委員	継続(現状維持)	防火対策は必要不可欠な事業である。高額な負担を必要とする消防設備の設置が義務付けられている状況の中で、火災発生時におけるスムーズな避難に役立ち、障害者支援につながる本補助金の意義は大きく、有効である。 本補助金の直接的な支援は消防設備整備の補助であるが、本補助金により、間接的に障害者グループホームの普及の促進につながる意義は大きいと考える。グループホームの設置を促進させるためにも本補助金は必要であると考ええる。

【所管課対処方針】

方向性	説明等
継続(現状維持)	区では、既存の障害者グループホーム利用者の安全確保の観点から、先駆的にスプリンクラー等の防火設備整備費の補助制度を平成21年度から実施している。平成27年4月に消防法が改正され、重度障害者の割合がおおむね8割を超える施設において、スプリンクラー等の防火設備の整備が義務化された。整備が義務付けされる既存の障害者グループホームにおいては、防火設備整備の猶予期限である平成29年度末までに整備が完了すると見込まれるが、整備が義務付けされていない施設も、利用者の高齢化に伴う障害の重度化や国における重度障害者のグループホームの受入れ促進の動きがあることなどを踏まえると、今後、設置義務が生じる施設が可能性がある。このため、事業規模は縮減するものの補助制度は継続する。

【概要】

補助対象者	障害者福祉会館運営協議会
開始年度	昭和57年度
補助の目的	障害者福祉会館利用者の健康促進、相互交流を図る。
補助の内容	杉並障害者福祉会館運営協議会が行う事業に対して補助をする。 対象経費:運営事務経費、福祉展、学級・講座等の開設、レクリエーション行事、機関紙の発行
補助額	運営協議会事務費1,087,000円(平成26年度実績)、運営協議会運営補助3,000,000円

【委員評価】

委員	方向性	評価
A 委員	補助金以外の手法へ変更	杉並障害者福祉会館運営協議会の収入に対して、補助金の占める割合は約5パーセントであるのに対して、区委託金等の割合は約90パーセントである。また、他区の状況は、指定管理または区直営である。このような状況を考えると、補助金を廃止して、指定管理にすることが適当であると考えられる。
B 委員	補助金以外の手法へ変更	障害者福祉会館の事業を運営協議会に委託している内容と考えられるため、補助金という交付方法を見直す必要があると考える。
C 委員	補助金以外の手法へ変更	平成22年度から平成26年度まで、予算額と決算額が毎年上限額の408万7000円で一定あることから、本補助金の運用の仕方の説明が不可欠である。必要な予算は毎年変化するはずであるので、毎年度、補助金額の精査と見直しが必要である。 他の区が実践しているように指定管理者制度に移行して、民間の経営ノウハウでコスト削減と質の向上を図るべきである。その際、民間企業への委託料が必要になるが、少なくとも補助金は廃止できると考える。

【所管課対処方針】

方向性	説明等
継続(現状維持)	障害者福祉会館運営協議会は、障害者団体や障害者関係団体等により構成されている。運営協議会補助金は、障害者が自主的に事業の企画運営に携わることで、健常者や地域住民との交流を図り、障害者の社会参加に寄与することを目的とした事業に対して補助をしており、障害者の自立支援の観点から補助の意義は大きい。補助金額については、決算報告書において収支の詳細を確認し、運営協議会から提出される事業計画の内容を精査し算出している。 これまで、会館の運営方法に関しては、施設の効率化等を図るため、施設の一体的な運営を前提に指定管理者制度の導入を検討したが、会館は、障害者の活動と雇用の場であり、収益性がきわめて低いことから、民間事業者が持つノウハウを活用して、効率化と経費の削減を目的とする指定管理者制度には適さないため、導入を見送った。 このような経緯を踏まえ、本事業は継続(現状維持)することとする。

【概要】

補助対象者	杉並区保護司会
開始年度	昭和49年度
補助の目的	杉並区保護司会の活動に対して、その運営を助成し、更生保護活動の充実と発展を図る
補助の内容	対象者の保護観察や保護司の研修などの更生保護活動及び社会を明るくする運動などの犯罪・非行防止に伴う活動費の助成
補助額	60万円

【委員評価】

委員	方向性	評価
A 委員	縮減	杉並区保護司会に対する補助は必要であり、終期は設定すべきではないと考える。しかし、区補助金に対する繰越金の割合が100パーセントを大きく上回っている状況を考慮すると、補助金額を現状よりも減額することが適当であると考えられる。
B 委員	継続(現状維持)	補助金の必要性は認められるが、金額ありきとならないよう、補助の目的と補助金額の適正性は毎年度見直す必要があると考える。
C 委員	縮減	平成24年度からの各年度において繰越金が区補助金収入額を上回って発生していることから、区による補助金は国からの補助金もあるので縮減しても問題はないと考える。 繰越金が区補助金収入額を上回っている状況にもかかわらず、平成22年度から平成26年度までの予算額と決算額は同額である。必要な予算は毎年変化するはずであるので、毎年度、補助金額の精査と見直しが必要である。 なお、廃止としない理由は、保護司会の活動の重要性に鑑み、繰越金の減少によるその他の収入の減少と区補助金による収入の消滅によって赤字が発生することを避けるためである。 (60万円を使って実際にどういった活動を行い、それが実際にどういった効果をあげているのか明らかにする必要がある。(犯罪件数こそ減少しているものの、再犯率は横ばいである。))

【所管課対処方針】

方向性	説明等
継続(現状維持)	杉並区保護司会に対する国からの助成は、各事業の実施以降に支払われることから、前年度の繰越金と区からの助成金により、年度当初における運営資金の確保を図っている。繰越金は、このような事情から一定額を確保しているもので、区の助成金額は、年度当初における必要最小限度の額と考えている。また、保護司会への助成は、保護司会運営全般に係る経費に対する補助としているが、保護司会の運営経費は、区の助成金だけではなく、国からの助成金と会費で賄っており、すべて合算して収支決算書を作成するため、区からの助成金の使途を明確にすることは困難である。 しかし、毎年度収支決算を含めた事業実施報告から、事業内容と団体運営を評価することは必要であり、繰越金の妥当性についても毎年度評価すべきものとする。そのため、今後は、毎年度の事業報告に基づき、事業内容、収支を評価し、区助成金の精査を行っていく。

【概要】

補助対象者	杉並区母子寡婦福祉団体連合会
開始年度	平成2年度
補助の目的	杉並区母子寡婦福祉団体連合会が行う事業に要する経費の一部を補助することにより、区内のひとり親家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。
補助の内容	杉並区母子寡婦福祉団体連合会が自主的に行う事業(バスハイクなど)に要する経費の一部を補助する。
補助額	20万円

【委員評価】

委員	方向性	評価
A 委員	継続(対象・方法等見直し)	収入を見ると、区による補助金以外の支援である区施設内における自動販売機の無償設置により、補助金の占める割合は6パーセントである。また、多くの区において、補助金はない。補助金がある場合でも、団体助成だけでなく、事業助成もある。このような状況を考慮すると、補助金を事業助成に変更すべきである。
B 委員	継続(現状維持)	補助金の必要性は認められるが、金額ありきとにならないよう、補助の目的と補助金額の適正性は毎年度見直す必要があると考える。
C 委員	廃止	<p>補助の目的として、区内のひとり親家庭の福祉の向上を図ることを目的とするとの理念が掲げられているが、母子寡婦福祉団体の会員は高齢者が多いため、若い世代の会員加入と団体運営への参加促進を図ることが課題であるとのことであり、政策の理念と現実に齟齬がある。よって、本補助金は廃止した上で、本当に支援を必要とする若い世代のひとり親家庭同士の親睦や交流が出来るような新たな制度設計の構築が不可欠である。</p> <p>平成24年度からの各年度において繰越金が区補助金収入額を上回って発生していることと、収入に占める区補助金の割合が1割にも満たないことから、区による補助金は廃止しても問題はないと考える。</p> <p>繰越金が区補助金収入額を上回っている状況にもかかわらず、平成22年度から平成26年度までの予算額と決算額が一貫して20万円と同額であることから、補助金の運用の仕方に問題がある。</p>

【所管課対処方針】

方向性	説明等
廃止	同団体は、区施設内における自動販売機の設置により、安定した自主収入が見込める。平成28年度からは、父子も含めた新たなひとり親の仲間づくり、ネットワークづくりを支援するために、母子寡婦福祉団体連合会に対する団体助成から、ひとり親家庭の親睦や交流を深める活動に対する事業助成に変更することとする。
見直し時期	■平成28年度から □平成29年度から □その他

【概要】

補助対象者	杉並区青少年育成委員会
開始年度	昭和59年度
補助の目的	地域における青少年健全育成の自主的団体として活動する育成委員会が、円滑に活動できるように助成する。
補助の内容	17地区ある区内旧出張所の管轄ごとに、町会、商店会、学校、児童館等が協働し、地域の子どもたちを対象として、それぞれの地域特性を生かした青少年健全育成事業(野球・サッカー大会、スケート教室、野外体験教室、伝統芸能・あそび等)を実施するための経費(会場費、会議費、物品購入費、バスの借上げ費等)。
補助額	1団体100万円

【委員評価】

委員	方向性	評価
A 委員	継続(対象・方法等見直し)	17地区の独自性を考慮するとしても、あまりにも地区が細分化していると考えられる。地区の統合または複数地区の合同企画を推進し、補助金のより効果的な活用を促すことが必要であると考えられる。それにともない、運営補助から事業補助に少しずつ切り替える必要があると考えられる。
B 委員	継続(現状維持)	当該補助金対象事業は継続すべきと考えるが、他の補助金に類似のものが認められることや少子化に伴う活動内容の見直しなど、当該事業目的を達成するために改善すべき余地があると考えられる。したがって、補助内容が硬直的にならないよう、柔軟な対応が望まれる。
C 委員	継続(対象・方法等見直し)	17地区に一律100万円が支給されているが、100万円の補助金の必要性の検討と、100万円の効果の検証が不可欠だと思われる。(100万円助成するという手段が目的化してしまっているのではないかという印象も受ける。)他区における「1地区あたりの補助額」の幅は、参考になるとと思われる。

【所管課対処方針】

方向性	説明等
継続(対象・方法等見直し)	近年における実施事業については、青少年健全育成に関わる社会情勢が大きく変化していることから、時代に対応した事業内容に転換することを促しており、各育成委員会としても徐々に転換している。また、魅力ある事業を実施するためには、経費の増加は避けられず、現在では一定程度の自己負担を強いている事業が多くなっている。そのため、今後は育成委員会ごとの事業について、評価する機会を設け、ある程度の基準を設けた上で、妥当な助成金額を算定していくこととする。
見直し時期	<input type="checkbox"/> 平成28年度から <input type="checkbox"/> 平成29年度から <input checked="" type="checkbox"/> その他

【概要】

補助対象者	まちづくり活動団体
開始年度	平成12年度
補助の目的	まちづくりの機運を高め、地域住民の交流及び生活環境の向上を図るため、地域の住民主体によるまちづくりルール(※)の作成など杉並区まちづくり条例に規定するまちづくりに関する制度を積極的に活用できる団体の育成 (※)道路に面した部分の塀の生垣化や、建物の壁面後退・高さなどについての、まちづくりに関する緩やかな任意の取決め(杉並区まちづくり条例第17条)
補助の内容	(1)補助対象団体 ①良好な街並みの保全及び創出等のまちづくりを行うことを目的とし、活動区域内の居住者及び土地・建物の権利者などで構成される団体のうち区に届出を行ったまちづくり団体(杉並区まちづくり条例第13条) ②杉並区まちづくり条例第14条から第16条までの規定に基づき認定した次に掲げるまちづくり協議会 i)まちづくりのうち、市街地整備、都市環境の向上等のため、まちづくりルールの登録の申請、まちづくり構想の提案等をするを主たる目的とする市街地整備型まちづくり協議会 ii)良好な市街地形成を推進する上で、重点的に取り組む必要があるまちづくり推進地区において市街地整備型まちづくりを行っている地区指定型まちづくり協議会 iii)まちづくりのうち、みどりの保全及び育成、歩行環境の向上などに取り組んでいるテーマ型まちづくり協議会 ③まちづくりを主体的に行おうとする区内に住所を有する複数の者、土地又は建物等の不動産を有する複数の者及び事業者(杉並区まちづくり助成要綱第2条) (2)補助対象活動(杉並区まちづくり助成要綱第3条) まちづくり団体及びまちづくり協議会等が行う活動のうち、次のいずれかの事項に該当する活動等 ①市街地環境の整備等まちづくりを進めるとき ②まちづくりに関する調査・研究を行うとき ③上記に該当する活動を行う複数の団体が、共同してまちづくりに関する普及・啓発を行うとき (3)補助制限(杉並区まちづくり助成要綱第7条第3項) 同一団体に対する補助は原則として、まちづくり団体(すてっぷコース)は2回、まちづくり協議会(じゃんぷコース)は3回、それ以外(びぎなーコース)は1回を限度とする。
補助額	平成27年度 びぎなーコース3万円以内、すてっぷコース7万円以内、じゃんぷコース20万円以内

【委員評価】

委員	方向性	評価
A 委員	継続(対象・方法等見直し)	補助団体の活動の成果が、区の立場からもより有意義なものになるように、現行よりも、活動報告に関して、取り組んだ活動の時系列的な報告よりも、不十分な段階でも何らかの提言を求めるような、報告書のフォーマットを整備することを検討する必要があると考える。それにより、補助金の有効性が高まると考えられる。
B 委員	継続(対象・方法等見直し)	まちづくり活動は区民の交流や生活環境の向上を図ることに貢献できる事業と考える。しかし、決算額や交付件数が伸びておらず、広報のやり方や補助対象の見直しなど、補助の内容等の見直しが必要と考える。
C 委員	継続(対象・方法等見直し)	まちづくりのための団体支援は必要である。区民のニーズを把握し、活動報告やPR活動については検討の余地があると思われる。

【所管課対処方針】

方向性	説明等
継続(対象・方法等見直し)	現行制度は、中間報告会等にてアドバイザーへの相談ができる仕組みになっているが、今後はまちづくり活動助成のあり方について、有識者や経験者との意見交換の場を設けるなどにより、区民のニーズを把握した使いやすい仕組みを研究していく。
見直し時期	<input type="checkbox"/> 平成28年度から <input checked="" type="checkbox"/> 平成29年度から <input type="checkbox"/> その他

【概要】

補助対象者	南北バス運行事業者
開始年度	平成12年度
補助の目的	区は区内の交通不便地域の解消のため、けやき・さくら路線は京王バス東株式会社、かえて路線は関東バス株式会社とそれぞれ運行協定を締結し、コミュニティバス「すぎ丸」を共同で運行している。コミュニティバスの収入源は主に運賃収入と広告収入となっているが、コミュニティバスの運行には乗務員の人件費や燃料費、車両修繕費用等さまざまな経費がかかっており、現在の運行収入ですべてを補うことは難しい。区は現在の運行形態を継続し、区民の移動の利便性を維持するためにも、運行経費から運賃及び広告収入を差し引いた収支欠損額に相当する額を補助する。
補助の内容	コミュニティバスの運行には様々な経費がかかっており、区では運行経費(人件費・燃料費、その他諸経費等)から収入(運送収入・車内広告収入・ラッピング広告収入)を差し引いた収支欠損額に相当する額を運行経費補助金として各バス会社からの申請に基づいて審査し、予算の定める範囲内において各バス会社に補助金の交付を行っている。
補助額	運営経費から運賃及び広告収入を差し引いた収入欠損額に相当する額とし、杉並区の予算の定める額を限度とする。

【委員評価】

委員	方向性	評価
A 委員	縮減	近年の燃料費および人件費などの増加により、3つの路線とも赤字を発生させている。担当部署からの説明では、南北バスの存続の理由について、バスを地域で支える必要性や交通弱者対策が取り上げられた。しかし、バスを地域で支えるならば、利用者の料金収入で経費を賄えるように考えるべきである。また交通弱者対策として考えるならば、利用者の料金収入で経費を賄えるように料金を設定し、高齢者や子育て世代の親などターゲットを絞り補助する手法を検討すべきである。何れにしても、現状よりも補助金を削減するべきと考える。
	継続(対象・方法等見直し)	
B 委員	補助金以外の手法へ変更	補助金の内容は、コミュニティバスの運行に伴う収入から経費を控除した赤字分である。コミュニティバスの運行目的は、運行地域に民営バス等の公共交通機関がないことによる、区民サービスということであるとの説明だったが、そのような目的であるならば、バス利用者の負担は民間バス利用地域の区民と同等の負担とすべきではないかと考える。現在バスの料金は100円ということであり、その結果として赤字が発生するというのであれば、そのような赤字に補助金が支給されることは区民間の不平等があるという指摘がされた場合、十分な説明ができるか疑問である。したがって、バス料金を見直し、料金の不平等を改善した上で、赤字が発生した場合に補助金を交付する方法など、補助金の内容を見直すことが必要と考える。
C 委員	継続(対象・方法等見直し)	区民の移動の利便性に大いに寄与しており、地域間の交流や連携ひいては地域活性化をもたらすという点でも南北バスの必要性は高い。 しかし、現在のバス運賃が100円となっているが、運賃を30円値上げして130円の料金設定にすることで約3,000万円の赤字を解消できる。運賃値上げによる収入の増加と利用者の減少等のシミュレーションに基づいた検討が必要だと思われる。

【所管課対処方針】

方向性	説明等
継続(対象・方法等見直し)	委員の評価である補助金見直し(利用料金の見直しなど)は理解できるところではあるが、南北バスすぎ丸は、交通不便地域の解消や区民の移動利便性の向上のみならず、地域間交流の活性化などを目的に運行しているものである。このため、乗車しやすいワンコインとし、多くの区民の外出を促してきたものであり、また、この価格が利用しやすい魅力のひとつにもなっている。これまでも、収益向上のため、利用促進PR活動や広告販売活動など実施してきたが、今後は、乗車運賃についても利用者調査や近隣区市の動向を調査し研究を行っていく。
見直し時期	<input type="checkbox"/> 平成28年度から <input type="checkbox"/> 平成29年度から <input checked="" type="checkbox"/> その他 29年度以降のあり方に向けて、28年度に調査・研究を行う。

【概要】

補助対象者	交通安全協会
開始年度	昭和40年度
補助の目的	交通安全教育・普及啓発活動を行政、警察、関係団体、地域団体・住民等が連携して地域ぐるみで進めるため。また、普及啓発により、区内の交通環境の改善及び交通事故防止を図る。
補助の内容	区内各交通安全協会は各警察署を始め、区、様々な関係団体と協力をしながら交通事故防止、交通安全活動の普及啓発のため、街頭での啓発活動を始め、管内高齢者を対象とした交通安全教育、車を使う事業者への交通安全教室、管内の町会向け交通安全教室等、年間を通して様々な活動を実施している。区ではそうした経費にかかる一部を補助している。
補助額	1団体125万円

【委員評価】

委員	方向性	評価
A委員	継続(対象・方法等見直し)	3つの協会に対して、一律金額を支給することは取りやめるべきである。また、繰越金の比率が、協会によってかなり異なるので、その理由も精査する必要があり、必要に応じて、適正な水準に是正すべきである。さらに、協会に対しては、補助金の他に、委託金、負担金も支出されており、それらをあわせて、協会に対する支出のあり方を検討すべきである。
B委員	継続(現状維持)	交通安全運動の推進を目的とした補助金であり、その必要性は認められる。しかし、1団体125万円の補助が長期間継続されており、有効性の評価が不十分であると考え。少なくとも、毎期補助金の予算計上に当たっては、当該年度の交通安全運動の内容を検討し、必要な補助金を検討した上で、予算計上すべきと考える。
C委員	継続(対象・方法等見直し)	年々、交通事故が減少していることから、交通安全協会による日頃の地道な啓発活動の貢献度は高いとのことだが、交通事故の減少が本当に交通安全協会によるものなのかの因果関係が不明であるため、これをもって交通安全協会への補助金に正当性があるとは言いがたい。(杉並区内の交通事故が、杉並区民とは限らない等) 平成22年度から平成26年度まで、予算額と決算額が毎年3団体とも125万円で一定であることから、対象経費の明確化が不可欠である。必要な予算は毎年変化するはずであるので、毎年度、補助金額の精査と見直しが必要である。

【所管課対処方針】

方向性	説明等
継続(現状維持)	交通安全協会補助金は、協会が実施する様々な交通安全啓発活動事業にかかる費用を予算の範囲内で補助するものである。 現在も補助金の支出については、すべての領収書について提出を求め、要綱の目的に照らし合わせ、適正に使用されていることを確認している。団体運営費等も含む団体決算においては繰越が生じているが、区が補助対象としている事業に要する金額はいずれも区補助額を超えており、補助金の繰越は生じていない。今後も、補助金使途の透明性の保持に努めるとともに、交通事故防止を呼び掛ける街頭活動など、実効性の高い事業へ補助を実施していく。

【概要】

補助対象者	緑地協定締結者
開始年度	平成21年度
補助の目的	都市緑地法に基づき締結する緑地協定は、その地域内に住む方々の協力のもと、まちぐるみで緑化を行い、計画的な緑化が図られることにより、地域の環境・景観レベルを向上させることを目的としており、緑地協定により整備された多くのみどりは生育するにつれて日常の維持管理が重要な課題となるので、より効果的にまた永続性のある緑化を推進するため、維持管理費の一部を補助している。
補助の内容	<p>緑地協定は、市街地の良好な環境を確保するため、土地所有者及び借地権等を有する者の全員の合意により、その土地の区域における緑地の保全、または緑化に関する事項を協定する制度である。緑地協定を活用することにより、土地区画整理事業、住宅街区整備事業において、初期の段階から、住民による自主的な緑豊かなまちづくりの取組が期待される。また、新規の住宅分譲地等において、一人協定を活用することにより、良好な都市環境を有する市街地の形成が期待される。</p> <p>区は、都市緑地法に基づき締結した緑地協定の当該緑地において、杉並区みどりの条例第4条並びに第23条第2項及び「都市緑地法による緑地協定に関する補助金交付要綱」に基づき、当該緑地の保全及び緑化に必要な経費の一部を補助している。国及び地方公共団体等の公共機関、杉並区みどりの条例第12条の規定により支援を受けている部分(保護樹木等により補助を受けている部分)、杉並区みどりの条例第23条第2項の規定により他の支援を受けている場合は交付の対象から除外される。</p> <p>協定の有効期間は、当初20年間で、20年経過後は1年毎に更新が可能で、最長30年未満までとなる。緑地協定の対象となる土地の区域は、都市計画区域内における相当規模の一団の土地、または道路、河川等に隣接する相当の区間にわたる土地について、締結することができる。</p>
補助額	協定区域内の緑地に対し1平方メートルあたり20円/年 上限額:一協定締結者の交付限度額20万円/年

【委員評価】

委員	方向性	評価
A 委員	廃止	緑地の保全という政策目標は重要であると考えますが、緑地の外部性を考慮しても、個人の財産に対して、補助することは異論がないわけではないと考えられる。また、現在設定されている金額は、緑地の所有者の機会費用を考えると、効果をもたらすのに十分なものかどうか疑問である。また、他区の状況を見ると、隣接区である世田谷区や練馬区では、緑地協定締結箇所があっても、区の補助金はない。このような状況を考えると廃止が適当であると考えられる。
B 委員	継続(現状維持)	必要な補助金であると考えます。
C 委員	継続(対象・方法等見直し)	杉並区が、緑地協定の締結による緑地のさらなる保全や緑化を本補助金によって誘導することは妥当である。しかし、「緑被率25%」を目指す上では、区が独自で区施設での緑地化を進めるなど、他のより効率的・効果的な代替手段の検討も必要だと思われる。交付件数が少ない。補助金の周知(PR)にもう少し力を入れる必要があるのではないかと。

【所管課対処方針】

方向性	説明等
継続(現状維持)	<p>協定箇所のみどりを継続的に維持・保全していくには経費もかかり、区独自の施策として助成を実施している。本施策により協定箇所の緑化推進や景観・住環境の向上にとどまらず、周辺の地域を巻き込んだ緑化を推進できる可能性もある。</p> <p>引き続き、民間による大規模開発時など、機会を捉えた制度や補助金の周知(PR)にも努め、みどりの基本計画改定の際は、他の緑化施策と共に総合的に効果を検証し対処方針を決定したい。</p>
見直し時期	<input type="checkbox"/> 平成28年度から <input type="checkbox"/> 平成29年度から <input checked="" type="checkbox"/> その他

【概要】

補助対象者	杉並区学校開放連合協議会
開始年度	昭和58年度
補助の目的	各中学校、杉一小・杉十小には、利用登録団体により構成された「利用者団体協議会(以下「利団協」という。)」が設けられ、学校施設の地域への開放にあたり、利用日時を調整するなど自主的・自律的な運営が行われている。学校開放連合協議会は、各利団協の横断的な連絡調整組織として、利団協の活動費の分配等、必要な支援・情報発信等を行っており、この学校開放連合協議会の活動を通して各利団協の円滑な運営を図るとともに、区民の自主的なスポーツ・文化活動の推進に資することを目的としている。
補助の内容	学校開放連合協議会構成団体間の連絡調整に必要な会議や研修会等の経費、情報発信・情報共有に要する機関紙の発行経費、学校開放事業の実施に必要な基本的な維持管理経費、自主事業(スポーツ大会など)を行うための経費、その他、学校開放連合協議会の運営に必要な経費を補助する。
補助額	931,000円

【委員評価】

委員	方向性	評価
A 委員	縮減	「利用者団体協議会」の調整などを行う機関の必要性を否定はしないが、そのような機関の運営のために区が独自に補助金を交付する必要はないと考える。また、利用者団体協議会を結びつける機関が必要ならば、その運営費用は、各利用者団体協議会がすべきである。そうすることにより、区が補助金を交付するよりも、各利用者団体協議会はコスト意識をよリモつようになり、学校開放連合協議会の活動も活発化することが期待される。なお、現在の学校開放連合協議会への補助金の使用状況を見ると、相当な金額が「学校開放だより」の発行に使用されており、この見直しをするだけでも、補助金の金額の削減をかなりできると考えられる。
	継続(対象・方法等見直し)	
B 委員	継続(対象・方法等見直し)	学校開放連合協議会及び利用者団体協議会という組織を形成する理由が不明確と考える。加えて、連合協議会に補助金、利団協に委託金という助成を行うこと理由も不明と考える。学校施設を開放する目的が、地域住民の交流促進とするならば、他の事業及び補助金においても、同様の目的のものがあり、重複した事業を行っていることになるので、そのような他の事業との調整が必要ではないかと考える。また、登録団体へ施設を開放するための事務手続きにコストが発生することは理解できるが、そのためのコスト負担であるならば、委託金として交付すべきであると考える。
C 委員	継続(対象・方法等見直し)	地域のコミュニティ活性化にも資する場所が確保されるという観点から学校開放の支援は望ましいが、「利用者団体協議会」という組織のあり方及び必要性については、検討の余地があると思われる。

【所管課対処方針】

方向性	説明等
継続(対象・方法等見直し)	現在の補助対象経費のうち、事業普及振興にかかる物品購入経費について委託金化するなど、29年度当初予算編成の中でより一層の適正化を図れるよう検討・調整する。
見直し時期	<input type="checkbox"/> 平成28年度から <input checked="" type="checkbox"/> 平成29年度から <input type="checkbox"/> その他

【概要】

補助対象者	杉並区立小学校・中学校PTA協議会
開始年度	平成4年度
補助の目的	各PTA間の連絡協議の機会の充実や人材発掘、育成のための自主事業が積極的に行うことができるよう支援することにより、各学校のPTA活動の自主性を高め活性化を図るとともに、教育環境の向上につなげ、ひいては杉並の社会教育の一層の振興を図る。
補助の内容	次に掲げる事業に要する経費を補助する。 1 社会教育活動の普及、向上または奨励のための事業 2 P協構成団体間の連絡調整に必要な事業 3 機関誌の発行、資料の作成及び社会教育活動に関する宣伝、啓発の事業 4 社会教育に関する研究、調査の事業 5 その他P協の運営に必要な事業 への補助
補助額	小学校PTA協議会 468,000円、中学校PTA協議会 522,000円 (毎年度予算に定める額の範囲内)

【委員評価】

委員	方向性	評価
A 委員	継続(対象・方法等見直し)	それぞれの協議会の収入に占める区補助金の割合は、約3割から4割であり、協議会の運営にあたり必要不可欠なものであると考えられる。しかし、他区の状況を見ると、杉並区以上に事業に対する補助により重点を置いているように考えられる。確かに、平成3年の答申をふまえて、協議会の自主性を高めるために、事業ごとの分担金から補助金に切り替えたという経緯があるようであるが、区としては、区が必要と考える事業については区が一定の負担をし、それ以外の協議会の自主的な取組は会費などの自主財源で行うことが適切であるとする。
B 委員	継続(現状維持)	補助金の必要性は認められるが、金額ありきとならないよう、補助の目的と補助金額の適正性は毎年度見直す必要があるとする。
C 委員	継続(現状維持)	収入に占める区補助金の割合が、小学校と中学校の双方で約3割から4割と高くなっており、他の収入源が少ないことから、PTA協議会の運営にあたって本補助金の意義は大きいと考えられる。 今日では、母子・父子家庭ないし共働きの家庭が多く、地域コミュニティも衰退している中で子どもが事件に巻き込まれるケースが増えているため、防犯の観点からも家庭・地域・学校のつながりは大切であり、地域の教育力を高めるためにも、PTA協議会が担うべき役割の重要性は大きいとする。

【所管課対処方針】

方向性	説明等
継続(現状維持)	杉並区立小学校・中学校PTA協議会に対する補助金については、今後とも、前年度の収支決算及び事業実施状況等を総合的に考慮の上、翌年度の予算編成の中で適正性を確保していくこととする。

【概要】

補助対象者	杉並区文化団体連合会
開始年度	平成4年度
補助の目的	文化団体の活動が、区内の文化振興上、大きな役割を果たしている中で、区内の文化団体の連合体である杉並区文化団体連合会に対し、その自主性を尊重しつつ、助成を行うことにより、文化団体の資質向上と杉並区の文化発展に資することを目的とする。
補助の内容	文化団体連合会は、区内文化団体29団体(各種目の連合体)が加盟する団体で、①総合文化祭の開催(区・教育委員会と共催)②区民文化の向上に資する事業の開催、後援等③団体相互の向上を図るための研究会の開催等を行っている。 区補助対象経費は、①文化芸術活動の普及、向上又は奨励のための事業②連合会構成団体間の連絡調整に必要な事業③機関誌の発行、資料の作成、及び文化芸術活動に関する宣伝啓発の事業④文化芸術に関する研究調査⑤その他、連合会の運営に必要な事業であり、具体的には、役員会、総会等開催経費、総会資料等、印刷経費、通信運搬費、研修事業費の一部を補助する。
補助額	35万円

【委員評価】

委員	方向性	評価
A 委員	継続(対象・方法等見直し)	杉並区文化団体連合会の収入における補助金の割合は約7パーセントである。収入のほとんどを自主財源で賄っている。また、他区の状況を見ると、多くの区は運営費の補助を行っていない。このような状況を考えると、事業に対する補助に変更すべきである。
B 委員	継続(現状維持)	補助金の必要性は認められるが、金額ありきとにならないよう、補助の目的と補助金額の適正性は毎年度見直す必要があると考える。
C 委員	継続(対象・方法等見直し)	補助の目的である「杉並区の文化発展」のためには、補助金を「文化団体連合会」のみに限定する必要はないとも判断できる。 毎年度繰越金が発生していることを鑑みると、区補助金は毎年度一定(35万円)である必要はなく、各年度、不足する分のみ交付するという方法も可能だと考えられる。

【所管課対処方針】

方向性	説明等
継続(現状維持)	杉並区文化団体連合会に対する補助金については、今後とも、前年度の収支決算及び事業実施状況等を総合的に考慮の上、翌年度の予算編成の中で適正性を確保していくこととする。

【概要】

補助対象者	杉並区体育協会
開始年度	平成4年度
補助の目的	区民スポーツの活性化を促進し、健康で文化的な生活の実現を図るとともに、スポーツ・運動を「する」「観る」「支える」「育てる」「誘う」など多様な活動を通じた、認め合い支えあう、豊かで活力の満ちた地域社会の形成を図るため、40の加盟団体が加盟する区内最大唯一のスポーツ統括組織として、体育協会がけん引的役割を果たすこと。
補助の内容	杉並区体育協会の事業は次の①～⑥である。 ①区が進めるスポーツ行政への協力及び意見の具申、②加盟団体相互の情報交換、交流の促進及び加盟団体が行う事業への協力、③区民体育祭の実施及び都民体育大会への選手派遣、④関係スポーツ団体との意見交換及び連携、⑤スポーツに関する情報の収集、分析及び周知、⑥杉並区スポーツ少年団の育成 杉並区体育協会はスポーツ競技団体を統括する組織であり、昭和23年の設立以降、区民スポーツを振興する役割を担っており、区は、その運営及び事業に要する経費の一部を補助している。 補助対象経費は次の①～④としている。 ①社会体育活動の普及、向上または奨励のための事業、②体育協会構成団体間の連絡調整に必要な事業、③社会体育に関する調査研究、④その他、体育協会の運営に必要な事業 具体的には、研修参加及び体育協会の役員としての活動にかかる費用弁償、事務局を務めるスポーツ振興財団への事務局委託費、事業費、スポーツ少年団運営費の一部を補助している。
補助額	55万円

【委員評価】

委員	方向性	評価
A 委員	継続(現状維持)	平成24年度の杉並区体育協会の収入に対する補助金の割合は約15パーセントである。これは、繰越金が多い状況の下での水準であり、繰越金が適切な水準になれば、さらに高くなると予想されるので、協会に対する補助は必要であると考えられる。ただし、繰越金が多い状況なので、事業の実施状況を見て、弾力的に補助金の額を調整することは今後とも必要である。
B 委員	継続(現状維持)	区として助成する必要性は認められるが、繰越金が発生しており、一定額を単に継続することなく、補助の目的と補助金額の適正性は毎年度見直す必要があると考える。
C 委員	継続(対象・方法等見直し)	繰越金が発生しているうえにその繰越金がほとんど活用されていないと考えられることから、補助金の額の見直しが必要であると考えられる。ただ、2020年のオリンピックを見据え、他区の補助額との比較などから、2020年のオリンピックまでの期間限定などで予算の拡充によるスポーツ振興も検討の余地があると思われる。

【所管課対処方針】

方向性	説明等
継続(現状維持)	団体に対して事業計画の確実な実施を促すとともに、事業実績に応じて交付金額を再決定し、余剰金の返還を求める仕組みを検討し、団体及び関係各課と調整を行う。